

○令和6年4月から一部見直しをする事業について

1 低所得者利用者支援事業

【事業目的】

介護サービスを利用する者のうち、特に所得の低い者に対して、利用者負担の一部を助成することにより、当該利用者のサービス利用料に係る負担を軽減するとともに、適正なサービス利用の促進を図ることを目的とする。

【制度概要】

一部の介護サービス（訪問介護、通所介護等 9種類）を利用する低所得者に対して、利用者負担額（上限 15,000 円）の2割（上限 3,000 円）を助成する。

【見直し内容】

- （1）全ての在宅サービス（28種類。住宅改修、福祉用具関連は除く）に拡大する。
- （2）低所得者の要件について、特定入所者介護サービス費等他の低所得者施策と同様に、非課税年金を収入額に含めて判定する。

2 寝具貸与及び寝具クリーニング事業

【事業目的】

在宅で介護を受ける高齢者に対し、寝具貸与及び寝具クリーニングを行うことにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

【制度概要】

本市に住所を有し、衛生管理が困難な者のうち、在宅で介護を受ける要介護1以上又は65歳以上の障がいのある高齢者のうち日常生活自立度がランクB又はCに相当する者に対して、月額5,000円（利用者負担1割）を限度とする寝具貸与クリーニング利用券を交付。

【見直し内容】

対象者の要件が不明確だったため、次のいずれかとする

- （1）要介護1以上の単身世帯
- （2）対象者本人が要介護1以上で、世帯員全員が要介護1以上か障がい者手帳保持者

【経過措置】

令和6年3月31日までに申請書を提出し交付を受けた者は、引き続き利用券の交付が可能